

国立医薬品食品衛生研究所
の改革案について
《改革案説明資料》

国立医薬品食品衛生研究所の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度> 217人 (内訳) 管理部門 26人 研究部門 191人	<平成22年度> 216人 (内訳) 管理部門 24人 研究部門 192人	→	<平成23年度～> 218人 (内訳) 管理部門 24人 研究部門 194人
---	---	---	--

○ 定員合理化・増員による年度別定員数の推移

・毎年度2%以上の合理化(国立衛研全体)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 要求
定員	225	223	221	217	216	218

・管理部門の合理化

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
定員	29	29	27	26	24	24

改革効果

《削減数》

—

※ 定員合理化と増員要求を考慮

(定員合理化による7人の削減については、業務の合理化等を検討し、平成22年度末までに見直す。

なお、平成23年度定員要求において、9人(研究部門)の増員要求をしている。

《売却見込額》

▲9,882百万円

※ 国有財産台帳価格

《削減額》

▲24百万円

2. モノ(余剰資産などの売却)

(・府中移転後の、敷地(世田谷区上用賀)の売却(面積 30,578.5㎡)
 ※ 移転時期の見込みは平成30年度末)

3. カネ(財政支出の削減)

<平成21年度> 1,271百万円	<平成22年度> 1,247百万円	→	<平成23年度～> 1,223百万円
----------------------	----------------------	---	-----------------------

※ 運営費(人件費を除く)、試験研究費等の推移

(主な内訳等
 ・備品費・消耗品費等の見直しによる減 ……▲21百万円
 ・一斉取締試験等業務の見直しによる減 ……▲2百万円)

4. 事務・事業の改革

(1) 一斉取締試験等業務に係る経費削減

- 一斉取締試験等業務の予算額については、消耗器材費約2百万円を減額する方向で見直す。

⇒ 一斉取締試験等業務については、不良医薬品等の発生の減少等から試験実施件数も減少しているため、試験に用いる消耗器材を効率的に使用することにより、平成23年度予算概算要求を13百万円から11百万円(▲2百万円)に減額する方向で関係機関と調整する。

改善効果

- 一斉取締試験等業務に係るコスト削減

(2) 国民への情報提供

- 国立衛研の活動について、情報提供を行う。

⇒ 国立衛研の活動を広く一般の方々に知っていただくため、また、科学技術について理解と関心を深めていただくことを目的として、毎年7月末の平日に開催している「一般公開」を来所者へのアンケート調査を踏まえ、平成23年度より土曜日又は日曜日に開催するとともに、職員の資質向上を目的として所内で開催している講演会を一般に公開するなど、国民への情報提供に一層努める。

また、平成21年度より、各研究者の毎月の研究実績をマンスリーレポートとしてホームページに掲載しているところであり、引き続きホームページの充実に努める。

改善効果

- 専門研究分野を活かした社会貢献及び国立衛研の認知度の向上

(3)レギュラトリーサイエンス(厚生労働行政に科学的根拠を与える試験・調査研究)に係る基礎的研究の充実

- 医薬品等の承認審査に必要なガイドライン・試験法、あるいは輸入食品の検査に必要な試験法などの作成に係る研究といった、レギュラトリーサイエンス(厚生労働行政に科学的根拠を与える試験・研究調査)を行っており、そのためには、関連する分野の最新の科学技術の進歩を踏まえた基礎的研究の蓄積が不可欠である。

⇒ 任期付き職員、再任用職員、非常勤職員等を活用することにより、レギュラトリーサイエンス分野の人材の充実及び基礎的研究を推進する。

改善効果

➤ レギュラトリーサイエンス分野の人材の充実及び基礎的研究の推進

5. これまで行ってきた組織・業務の見直し

(1) 組織の見直し

○平成14年4月 医薬品や食品の安全性、有効性の評価に関する調査研究を総合的に推進→国立試験研究機関の再構築

- ・国立感染症研究所及び国立公衆衛生院の食品部門との統合
- ・伊豆薬用植物栽培試験場を廃止
- ・遺伝子細胞医薬部、食品衛生管理部、医薬安全科学部の3部を新設

○平成16年4月 医薬品等承認審査機関の統合 → (独) 医薬品医療機器総合機構の設置

- ・医薬品医療機器審査センターを分離し、(独) 医薬品医療機器総合機構に統合

○平成17年4月 医薬品等技術の向上のための基盤技術の研究環境整備 → (独) 医薬基盤研究所の設置

- ・大阪支所の廃止
- ・細胞バンク業務及び薬用植物栽培試験場(北海道、筑波、和歌山、種子島)を(独) 医薬基盤研究所に移管

(2) 業務の見直し(研究開発機関評価等への対応)

○平成15年4月 情報部門の強化: 対象範囲(化学物質)に医薬品、食品を追加(化学物質情報部 → 安全情報部)

○平成19年4月 対応部の明確化: 生殖毒性(薬理部 → 毒性部)

食品関連部門の強化: 新開発食品と食品アレルギー(食品部 → 代謝生化学部)

情報部門の整理: ネットワーク管理(安全情報部 → 医薬安全科学部)

○平成20年4月 細胞組織医療機器体制の強化: 療品部の室を振替(理化学試験室→第4室)

○平成22年4月 業務の整理統合: 生活関連製品業務の統合(生活衛生化学部)

医療機器への特化(医療機器部)

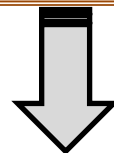
参考：国立衛研の課題（府中移転の遅れと庁舎の老朽化）

○府中移転の経緯と現状

- ・昭和63年：国立衛研の移転決定（閣議決定）
- ・平成元年：移転先が府中市米軍基地跡地に決定
- 【先行して処分されていた基地跡地の利用（斎場建設）問題、厚労省の直轄研究所の再編問題、東京都や府中市の財源問題等から、移転作業が一時期停滞】
- ・平成18、20、21年：住民説明会開催
- ・平成20年10月：府中市は「府中基地跡地留保地利用計画」を策定し、財務省に提出
- ・平成21年11月：行政刷新会議で国家公務員宿舍建設の見直し
→ 府中基地跡地の国家公務員宿舍建設は凍結
- ・平成22年 3月：基地跡地に鉛の土壌汚染の存在が判明
- ・平成22年 7月：特定国有財産整備計画の要求（移転時期の見込は平成30年度末）

○老朽化した庁舎

- ・事務及び研究庁舎等は、敷地内に23棟が散在
- ・最も古い棟は旧日本陸軍の庁舎
その他の棟もほとんどが昭和30年代から50年代に建築された棟がほとんどであり、旧耐震基準（昭和56年以前）で建設
- ・府中移転を控えていることから、これまで新規施設の建築や施設の大幅な改修等を行っていない



○庁舎及び設備の老朽化により、漏水が発生、漏電による火災や自然災害による庁舎倒壊の恐れあり

- **早期移転**
- 現状維持のための改修が必要

これまで行ってきた事業

- 都市計画変更（用途地域及び地区計画）に係る協議
- 住民説明会の開催
- 現況交通量調査
- 生態系調査
- 風評被害調査
- 地質調査
- 建築基本条件書の作成
- 各研究室の諸元表等（機器リスト含む）の作成
- 等

平成23年度に行う予定の事業（予算要求中）

- 土壌（深度）調査
- 地中埋設物調査（一次調査）
- 道路計画・交差点設計
- 安全協定推進協議会の設置